為替取引分析業者向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ　監督上の評価項目と諸手続	Ⅲ　監督上の評価項目と諸手続
Ⅲ－３　業務の適切性	Ⅲ－３　業務の適切性
Ⅲ－３－５　システムリスク管理 （１）～（３）　（略） （４）システム障害に対する対応 ①　システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の報告を求めるとともに、次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について報告を求めるものとする。 なお、イ．及びウ．に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨の報告を求めることとする。ただし、復旧、原因の解明に至っていない場合でも、１か月以内に現状について報告を求める。 ア．ＤＤｏＳ攻撃事案　ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式（「サイバー攻	Ⅲ－３－５　システムリスク管理 （１）～（３）　（略） （４）システム障害に対する対応 ①　システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の報告を求めるとともに、「システム障害等発生報告書」（別紙様式集　別紙様式 16）による報告を求めるものとする。ただし、ＤＤｏＳ攻撃事案の場合は「ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））　別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ　別添様式２）による報告も可能とする。 なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨の報告を求めることとする。ただし、復旧や原因の解明に至っていない場合でも、１か月以内に現状について報告を求める。

改正案	現行
撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月 28 日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）別添様式１） イ．ランサムウェア事案　ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式２） ウ．上記ア．及びイ．に該当しない事案　その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式３）	
（注１）経過措置 令和９年３月末までの間は、「システム障害等発生報告書」（別紙様式集　別紙様式 16）による報告も可能とする。	（新設）
（注２）報告を求めるべきシステム障害等 その原因のいかんを問わず、為替取引分析業者又は為替取引分析業者から業務の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア等）に発生したシステム障害等であって、利用者その他の者の業務等に影響があるもの又は影響を生じさせるおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にシステム障害等が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響が生じない場合を除く。	（注）報告を求めるべきシステム障害等 その原因のいかんを問わず、為替取引分析業者又は為替取引分析業者から業務の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア等）に発生したシステム障害等であって、利用者その他の者の業務等に影響があるもの又は影響を生じさせるおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にシステム障害等が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響が生じない場合を除く。

改正案	現行
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされる、サイバー攻撃が検知される等により、自己の業務や利用者その他の者に影響が及ぶとき又は影響が及ぶ可能性が高いと認められるときは、報告を求めるものとする。 ②　（略）	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされる、サイバー攻撃が検知される等により、自己の業務や利用者その他の者に影響が及ぶとき又は影響が及ぶ可能性が高いと認められるときは、報告を求めるものとする。 ②　（略）